

浜松市上下水道部物品購入等の入札執行について（入札心得）

（目的）

第1条 浜松市上下水道部（以下「上下水道部」という。）が発注する物品の製造の請負又は買入れ（以下これらを「物品購入等」という。）の一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者は、浜松市上下水道部契約規程その他関係法令に定めるもののほか、契約書案、仕様書、説明書等（以下「仕様書等」という。）等の必要な条件を承諾のうえ、この入札心得の定めるところにより、競争入札に参加するものとする。

（競争入札への参加）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、競争入札の公告（以下「公告」という。）の指定期日までに、必要書類を添えて入札参加資格確認申請書（一般競争）（別紙様式）を提出し、参加資格の確認を受けるものとする。ただし、浜松市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 競争入札に参加できる者は、公告に示した参加資格条件を満たし、管理者から参加資格があると認められた者（以下「入札参加者」という。）とする。

（入札等）

第3条 入札参加者は、上下水道部指定の入札書を作成、封かんのうえ、封筒の表面には入札執行日、件名及び課名、契約番号（分かる場合のみ）を記入するほか、「入札書在中」と記入すること。封筒の裏面には、入札者の住所又は所在地、商号又は名称、代表者、代理人名（代理人が入札する場合に限る）を記入し、封筒のつなぎ目に契約印（代理人が入札する場合は代理人の印）を3か所押印し、公告に示した提出方法にて、入札書を入札担当課に提出すること。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

3 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

4 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

5 入札参加者（代理人を含む。）は、入札書に使用する印鑑を持参すること。

（入札の辞退）

第4条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、次の方法により入札を辞退することができる。

(1) 入札執行前には、入札辞退届を持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により提出する。

(2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に提出する。

(3) 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札の無効)

第7条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札参加資格確認申請書（一般競争）に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 一般競争入札参加資格があると確認され、その後入札執行時点において参加資格を失った者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 入札事項若しくは価格を表示しない又は不明確な入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札
- (10) 入札に際して不正の行為があったと認められる入札
- (11) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

ア 人的関係

(ア) 一方の会社の役員（持分会社の業務を執行する社員、株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。）又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）

(イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

(12) 仕様書等に示した条件等、競争入札に関する条件に違反した入札

2 前項の規定による入札の無効に対しては、異議の申立てができない。

(入札金額)

第8条 入札金額は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記入された当該金額の100分の10に相当する額を、当該金額に加算した金額をもって落札価格とする。

(落札者の決定)

第9条 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札となるべき者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にクジを引かせ落札者を定める。この場合、クジを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係ない職員にクジを引かせる。

(再度の入札)

第10条 開札の結果、落札者がいないときは、1回を限度として直ちに再度の入札を行う。

ただし、予定価格を入札執行前に公表したときは再度の入札は行わない。

2 前項の規定による再度の入札には、第1回目入札において、次の各号の一に該当した者は参加できない。

(1) 入札に参加しなかった者又は入札を辞退した者

(2) 第7条第1項の規定による無効の入札を行った者及び第9条第2講の規定により失格となった者

(3) 事前提出及び郵送等による入札参加をした者

3 再度の入札の結果、落札者がいない場合で随意契約に切り替えることが可能であるときは、最低の価格の入札を行った者から、2回を限度として見積書を徴取する。

(落札の取消)

第11条 次の各号の一に該当するときは、落札を取り消す。

(1) 落札者が指定の期限内に契約を締結しないとき

(2) 入札者又は落札者が不正の入札をしたと認めるとき

(3) 落札者が入札資格に欠け又は欠けたことを発見したとき

(4) 落札者が自己の責に帰すべき理由によって既に締結した他の契約を解除されたとき

(5) 落札の決定後特別の理由によって契約の締結ができないとき

(契約の保証)

第12条 契約保証金は、公告文に特に記載してある場合を除き、全額免除とする。

(異議の申立て)

第13条 入札者は、入札後、関係法令、規程及びこの心得並びに仕様書、業務説明書等を理由として、異議を申立てることはできない。